

2002年10月31日

最高裁判所裁判官の任命手続——アメリカ，カナダ

東京大学 浅香吉幹

アメリカ——Supreme Court of the United States

首席裁判官と8名の陪席裁判官は，大統領の指名と上院の助言と同意によって任命。終身任期制。現在，女性2名。

大統領は法務総裁など側近に補佐されて秘密裏に人選。大統領自身の司法哲学に近い者や自らの政党の人間のみを選ぶこと自体は問題とされないし，それが通例。ただし法律家としての適格性のない者を指名することは問題となる。

上院での承認手続では候補者本人について詳細にわたる公開の審査。アメリカ法律家協会（ABA）による評価が参考とされる。

政治的影響力のある判決。毎年数件の違憲判決。裁判官は極度の独立心。個別意見をいとわない。

日本の最高裁判所裁判官国民審査制のモデルである州最上級裁判所の裁判官のメリット・プランは，一般に，裁判官指名委員会（通常，弁護士代表，市民代表，裁判官代表によって構成される）の作成にかかる候補者リストの中から知事が裁判官を任命し，数年後の州民の信任投票により任期が延長される制度。

カナダ——Supreme Court of Canada

首席裁判官と8名の陪席裁判官。枢密院の議を経て総督の名のもとに任命。実質的には司法大臣に補佐された首相が指名。下級裁判所裁判官のような裁判官候補者評価委員会のような公的制度はない。

75歳定年。上位裁判所裁判官または10年の弁護士実務経験が要件。出身州による厳格な割当。実際には該当州の控訴裁判所裁判官から選ばれるのが大多数。メディアは任命過程の透明性を問題として，議会の承認手続が提案されているが，政府はそのような改革をするつもりはない。実際に任命された者について資質を疑われている例はない。首相も自らの党派からのみ任命することはしていない。首席裁判官は，最近はずねに陪席裁判官の中から選ばれる。現在，首席裁判官を含め，女性3名。

抽象的違憲審査の権限もあり，このような勧告的意見事件も稀ではない。

意見の一致率はアメリカよりも高い。裁判官相互や弁護士に対して友好的。